



2020年5月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ グ ア
代 表 者 名 代表取締役社長 川瀬 紀彦
(コード番号：7090 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役管理部長 大浦 徹也
(TEL：06-6226-8300)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年6月25日開催予定の当社第16期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役及び監査役（以下、「対象役員」という。）を対象に、取締役については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、また、当社の取締役に対し中長期的なリテンション効果を持たせることを目的として、当社の監査役については、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象役員に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2015年6月22日開催の当社第11期定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額2億円以内として、当社の監査役の報酬等の額は年額3,000万円以内としてご承認をいただいております。本株主総会では、上記の報酬等の額とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、当社の取締役においては年額4億円以内（うち、社外取締役900万円以内）、当社の監査役においては年額1,350万円以内としてそれぞれ設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、譲渡制限付株式に関する報酬等の支給においては、上記の目的を踏まえたうえで、当社の取締役に対して、当社の取締役（社外取締役を除く。）と社外取締役のそれぞれについては、当社取締役会が定める期間、当社の監査役については、当社の監査役の協議により定める期間（以下、総称して「対象期間」という。）に亘る役務提供の対価として、対象期間の開始日を含む事業年度中に一括して支給することを想定しております。そして、2020年度中に開始する対象期間に係る譲渡制限付株式に関する報酬等の場合、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対しては20年間、当社の社外取締役及び当社の監査役に対しては3年間に亘る役務提供の対価として2020年度中に一括して支給することを想定しているため、当該支給における1事業年度あたりの実質の支給額は当社の取締役（社外取締役を除く。）は1,955万円以内、当社の社外取締役

は 300 万円以内、当社の監査役は 450 万円以内となります。ただし、当該支給を行った後も、優秀な人材の確保や、今後新たに就任する対象役員が、上記の目的を可能な限り実現できるよう、上記年額の範囲内で、対象役員に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等を支給して譲渡制限付株式を割り当てることができるものといえます。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象役員に対し、当社取締役会決議及び当社の監査役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象役員は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象役員が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

本制度により割り当てる譲渡制限付株式の総数は、当社の取締役に対しては 133,000 株（うち、社外取締役 3,000 株）を、当社の監査役に対しては 4,500 株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。なお、上記のとおり、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を、対象期間に亘る役務提供の対価として、対象期間の開始日を含む事業年度中に一括して支給する一方、当該金銭報酬債権の全部について現物出資の方法で給付を受けることで譲渡制限付株式を割り当てることが想定されている。そして、2020 年度中に開始する対象期間に係る譲渡制限付株式に関する報酬等の場合、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対しては 20 年間、当社の社外取締役及び当社の監査役に対しては 3 年間に亘る役務提供の対価として 2020 年度中に一括して支給することを想定しているため、当該支給における 1 事業年度あたりに割り当てる実質の譲渡制限付株式の総数は、当社の取締役（社外取締役を除く。）は 6,500 株以内、当社の社外取締役は 1,000 株以内、当社の監査役は 1,500 株以内となる。ただし、当該支給を行った後も、上記の各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の範囲内で、対象役員に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等を支給して譲渡制限付株式を割り当てることができるものとする。

なお、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、譲渡制限付株式の交付日から、譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた取締役または監査役の地位（以下、「所定の地位」という。）を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象役員に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、対象期間が満了する前に、所定の地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、対象期間中、継続して、所定の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象役員が、当社取締役会が正当と認める理由により、対象期間が満了する前に所定の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、対象期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の使用人、子会社の取締役及び使用人に対しても、最大 35,000 株を割り当てる予定です。

以上